（市町村の合併があった場合における基準財政需要額等の算定の特例）

第五条　当該年度前三年度内に市町村の合併があった場合における合併前過疎市町村について、前二条の規定により額を算定する場合には、当該年度前三年度内の各年度のうち当該算定の基礎となる当該市町村の合併の日の属する年度前の各年度（第二号において「合併前の各年度」という。）の基準財政収入額又は基準財政需要額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一　市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の全部が合併後の市町村の区域の一部となった場合　当該合併前過疎市町村について地方交付税法第十一条及び同法第十四条の規定によりそれぞれ算定した額

二　市町村の合併により合併前過疎市町村の区域の一部が合併後の市町村の区域の一部となった場合　当該合併前過疎市町村の区域の一部をその区域とする市町村が合併前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第十一条及び同法第十四条の例によりそれぞれ算定した額

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十号

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第十一条第二項の規定に基づき、保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十二日

法務大臣　千葉　景子

保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令

保護司実費弁償金支給規則（昭和二十九年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「六千六百円」を「四千九百円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第六十六号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第五条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十二日

厚生労働大臣　長妻　昭

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

第一条第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項若しくは第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該変更が前項各号の権原を有する者の変更を伴うときは、当該変更後の当該各号に定める書類を添付しなければならない。

第一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項（前項の規定により読み替える場合を含む。）の届書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類

二　特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合　当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類

第四条の三第一項中「特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（次項において「特定建築物維持管理権原者」という。）」を「特定建築物維持管理権原者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存する特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、この省令の施行の日から起算して一年以内に、この省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条第一項第六号に掲げる事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）に届け出なければならない。この場合において、新規則第一条第三項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

○厚生労働省告示第二百二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十二日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
株式会社ＢＭＬフード・サイエンス	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち細菌学的検査の業務	平成二十二年一月二十八日
ＳＧＳジャパン株式会社	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち理化学的検査及び細菌学的検査の業務	平成二十二年二月二十八日

○農林水産省告示第六百四十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十七号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

告　示

○金融庁告示第四十九号

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に定める日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における主たる店舗の所在地　東京都墨田区太平四丁目一番三号